

## 第1回放射性同位元素等規制法に係る審査ガイドライン等の整備に関する意見聴取に対する意見まとめ

一般社団法人日本非破壊検査工業会  
2019/12/20

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
1	全体	原子力規制委員会でのコメントが反映された資料でない。	原子力規制委員会でのコメントが反映された資料で意見聴取をお願いします。
2		意見聴取のための資料提示から、意見聴取までの期間が短い。	業界内の意見の集約のためには、2週間程度の時間が欲しい。細かな意見を集約して、意見としてまとめるためには時間が必要と考える。
3		意見聴取のガイドラインの内容が、断片的にしか示されていないので、全体での整合、前提条件等の判断がつきにくい。	ガイドラインの全体をお示し頂き、その中の項目ごとの意見聴取を理想と考えます。
4	6	【第3節1.(1)①】 …1年につき50ミリシーベルトを1週間で割り振り、…	1週間につき1ミリシーベルト以下で線量限度が定められており、休日等を考慮して50週/年での積算をしても、50ミリシーベルト/年を超えることがない。と言う表現が正確ではないか？
5	6	【第3節1.(1)②イ】 放射性同位元素及び放射性発生装置の使用の場所…	「放射性同位元素又は放射性発生装置を使用する室」とすべきではないか？
6	6	【第3節1.(1)②ホ】 放射性同位元素及び放射性発生装置を遠隔操作する場合の操作室その他の放射性同位元素及び放射性発生装置の使用をするために必要な設備等	「放射性同位元素又は放射性発生装置を遠隔操作する場合の操作室その他の放射性同位元素又は放射性発生装置の使用をするために必要な設備等」とすべきではないか？また、その他特殊な例外もあり得ると考えられる。
7	6	【第3節1.】 使用施設内の人が常時立ち入る場所の定義についての質問。	使用施設内の人が常時立ち入る場所は、「建築物」、「居室」、「その他」(許可申請書の内容)で具体的にどのような場所及び条件となるのか？
8	7	【第3節1.(1)③】 …通常立ち入る場所にあつて、具体的な例としては、…	使用形態によって通常立ち入る場所の形態は、様々であり、上げられている例は、具体的な例ではなく、一例の例示と考えられる。したがって、次の表現とすべきでないか？ 「…通常立ち入る場所にあつて、使用形態により様々であるが、一例として…」
9	7	【第3節1.(1)③ロ】 …操作室、制御室、詰所等	それぞれどのような場所を想定しているのかをご教授願いたい。
10	7	【第3節2.(1)①】ただし、工場又は事業所に公道等が存在し、地理的に連続していない場合にあつても…	この場合の公道と接する部分は、やはり事業所の境界となるのか？またこの場所での評価は必要か？
11	7	【第3節2.(1)①】複数の事業所が同一敷地内に存在する場合の事業所の境界について	大きな事業所内に入れ子で事業所が存在する場合の考え方は、どのようになるのか？さまざまな考え方があり、申請者による説明で対応を決定できるようにして欲しい。(評価線量の合算も含めて)
12	7	【第3節2.(1)④】 …1年につき1ミリシーベルトを3月間で割り振り、…	3月間が250マイクロシーベルト以下の線量限度であれば、年間を通じて1ミリシーベルト/年を超えない。と表現すべきではないか？

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
13	8	【第3節3. (2)】 …工場又は事業所内の病院又は診療の病室等…	人が居住する場所と思われるが、記載の用語の意味をご教授願いたい。
14	8	【第3節3. (2)】 病室等に存在する一般公衆が、線量限度を超えて被ばくすることがないように…	記載の場所での実効線量限度は、1.3ミリシーベル以下となっているが、一般公衆の限度は250マイクロシーベルとなっており、その整合はどのように取られるのか？
15	10	【第3節 確認の視点. 1. (2)】 1. 放射線源の設定について、以下の事項が示されていること (2)放射線発生装置	○エネルギー損失点の事項しか記載がありませんが、線量率分布、照射方向、照射方向ごとの比率等々の記載も必要ではないでしょうか？
16	11	【第3節 確認の視点2. (3)】 2. 実効線量の評価点について (3)実効線量の評価点の設定について ①使用施設内の人が常時立ち入る場所 口密封された放射性同位元素 b.(一般的な場合、おおむね0. 5m)	○非破壊検査装置で作業する場合、直接線源容器に近傍での作業は、0.5mであり、その他準備等で照射室等に立ち入る場合の線源と作業者との距離は、平均距離の考え方に距離を算定する。(通常照射室等の対角距離の半分)…申請者が作業状況を勘案して設定することが良いのではないかと？ また、線源を照射中は、照射室に立ち入らないこととなる。
17	12	【第3節 確認の視点4. (2)①】 …2000時間を考慮した1週間につき40時間を目安にして…	「…2000時間を考慮した1週間につき40時間とすること」。で良いのではないのでしょうか？
18	12	【第3節 確認の視点4. (2)①】 24時間照射を行う場合(連続使用)など`の場合の対応についての記載も必要では	連続使用の場合、管理区域境界は、500時間の目安で良いが、事業所の境界及び人が居住する場所では、2184時間の評価が必要ではないでしょうか。また、保管時の線量評価も必要ではないでしょうか？
19	12	【第3節 確認の視点3. (2)】 工場又は事業所内の人が居住する区域(病院又は診療所の病室等を含む)	【第3節 確認の視点2. (3)③】の記載が、本項にも必要でないでしょうか？
20	12	【第3節 確認の視点5. (1)】 …1メガ電子ボルト未満のエネルギー…	放射線の定義で除外しているので、不要ではないか？
21	13	【第3節 確認の視点5. (5)】 放射線源から放出される放射線の評価	(公財)原子力安全技術センター発行の遮蔽計算マニュアル等の参照文献を明確にして、それに基づき計算及びデータを使用していることを明確にすれば良いのではないのでしょうか？
22	13	【第3節 確認の視点5. (5)⑦】 …1メガ電子ボルト未満のエネルギー…	記載は不要ではないでしょうか？
23	14	【第3節 確認の視点5. (6)②】 スカイシャイン	非破壊検査に限らないが、充分な遮蔽(概ね管理区域境界が満足できる)がある場合は、算定が不要な場合もあるのではないのでしょうか？使用形態によるのではないのでしょうか？

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
24	全体	検査手法での確認事項(書類)	○確認する記録等について、法定帳簿とそれ以外の書類が混在しています。法定帳簿とそれ以外の書面等について明確に区別いただきたい。 ○法定帳簿以外に確認を求めている書面等については、本来作成・保管の義務は無いかと考えます。法定外の書面は存在しなくても指摘事項にはならないことを明確にしていきたい。
25		予防規程の確認	○立入検査の際に予防規程を確認され、記載内容の不備等の指摘をされる際には、該当する法令を明示していただきたい。 法令要求事項以上の内容の記載を要求されないようお願いしたい。
26	22	第6節 教育訓練 2. 規則第21条の2第1項第1号(教育及び訓練を受ける対象者関係) (2)検査手法 ① 放射線業務従事者 □ 放射線管理状況報告書 ニ 放射線業務従事者の名簿 ホ 点検修理に係る記録	○放射線管理状況報告書は許可届出事業者で保管すべき書類ではないと認識しています。立入検査時に検査官が必要な書類を持ってこられるとの認識で問題ないでしょうか。 ○二の名簿及びホの記録は法定帳簿ではありませんが作成は必須なのでしょうか。 ◎法定帳簿とそれ以外の書面が混在していますので明確に区分していただきたい。
27	23	第6節 2. (3)検査を行う際の視点等 ① 管理区域の確認 許可申請書又は……図面等により確認する	○許可申請書又は……図面等は使用者等に保管義務はないと考えますが保管義務があるのですか？それとも検査官が持ってこられるのですか。
28	24	第6節 3. 規則第21条の2第1項第2号関係 (2)検査手法 ①放射線業務従事者が初めて管理区域に立ち入る前に教育及び訓練を受けていること □ 放射線業務従事者の管理区域への立入り記録	○放射線業務従事者の管理区域への立入り記録は法定帳簿ではありませんが作成義務があるのでしょうか。
29	26-27	資料6-3 立入検査時のガイド 第6節 教育訓練 5. (2)検査手法 ① 所定の項目について教育訓練が実施されていること。 ハ 教育及び訓練に用いた資料	○教育資料での内容確認を目的としているが、規則において、資料の保管の記述は無いため、検査手法とはできないのではないのでしょうか。
30	27	第6節 6. 規則第21条の2第1項第5号関係	○いわゆる一時立入者の事かと思しますので、「一時立入者」の定義を行っていただき、「一時立入者」の明記をお願いしたい。
31	28	第6節 6. 規則第21条の2第1項第5号関係 (2)検査手法 ① ホ 教育及び訓練に用いた資料	○教育及び訓練に用いた資料は保管義務はないかと思いますが、保管が必須ということでしょうか。

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
32	30	第6節 7. 規則第21条の2第2項関係 (2)検査手法 ④～⑦	○前述各項と重複するが、保管作成義務のないものが含まれている。
33	34	第7節 健康診断 2. (1) ② 2) 一時的に管理区域に立ち入る放射線業務従事者	こんなのありましたか？ 一時的に立ち入る者？
34	35	第7節 2. 規則第22条第1項第1号～第3号 (2)検査手法 ① 1) 二 放射線業務従事者の名簿 ① 2) イ 放射線業務従事者の名簿	○法定帳簿ではありませんが作成が必須なのですか。
35	37	第7節 2. 規則第22条第1項第1号～第3号 (3)検査を行う際の視点等 ①管理区域の確認 ②聴取を行う関係者	○健康診断関係で、管理区域の標識などを確認？必要でしょうか！? ○聴取を行う関係者は、立入検査に必ず立ち会う必要があるのでしょうか。 基本的に立入検査は立入りの1週間前に通知が行われると思いますがそのタイミングで、事業所の長や産業医のスケジュールを抑えるのはかなり困難ではないかと考えます。
36	38-39	第7節 3. 規則第22条第1項第4号～第6号関係 (1)①問診	○用語の定義において、問診は「問診とは医師が口頭で受診者に健康状態を尋ね、それによって健康状態を診ることをいう。」とありますが、規則では問診は次の事項について行うこと イ被ばく歴の有無 ロ被ばく歴を有する者・・・ とあり、整合性が取れていないように思います。 ○問診を医師が行う場合、「被ばく歴の有無」の判断も医師が行うと考えて問題ないでしょうか。医師は、被ばく歴の有無を判断していただけるのでしょうか。 ○被ばく歴の有無の判断基準がわかりにくいので、「有」・「無」時の具体例を複数お示し願いたい。 ○被ばく歴を有する場合の「作業の場所、内容、期間、線量、放射線障害の有無その他放射線による被ばくの状況」についてですが ①電離則における様式1を用いた記録で要件を満たすのか ②要件を満たさない場合どのような記載が必要なのか(見本が欲しい) ○健康診断については、電離則との2重規制になっています。 RI法による健康診断と電離則における健康診断について実施方法、用語の考え方等について同じ見解で実施できるように関係各所間で調整いただきたい。

番号	頁	意見対象の項目	意見の内容
37	38	第7節 3. 規則第22条第1項第4号～第6号関係 (1)②検査又は健診 □ 検査又は健診の一部省略が行われている場合…	○規則上においては、検査又は健診の項目は、医師が必要と認める場合に限り実施すればよいので、省略ではないと考えます。
38	43	第7節 健康診断 4. (2) ① 1)健康診断の都度、健康診断の結果が記録されていること 「健康診断に係る記録」の健康診断の実施年月日に加え、 <u>当該記録の作成年月日及び関係者に対する聴取の内容により、上記1)の事実を確認する。</u>	規則には「健康診断を受けた者に対し健康診断のつど、健康診断結果の記録の写しを交付すること。」となっており、 <u>当該記録の作成年月日の記録を求めています。</u> <u>「必要に応じ」とあるが、記録作成年月日も管理すべきと指導される恐れがある。</u>
39	44	第7節 健康診断 4. (2) ② 健康診断の結果の記録の写しの交付について（上記（1）②） 1) 健康診断の都度、健康診断の結果の記録の写しが交付されていること（上記（1）②1）） イ 書面により交付している場合 <u>下記a. の健康診断の実施年月日及び下記b. が交付された年月日の確認に加え、必要に応じ、下記c. の記載事項の確認及び関係者に対する聴取の内容により、上記1）の事実を確認する。</u> a. 「健康診断に係る記録」 b. 健康診断の記録の写し c. 放射線障害予防規程に定められた書面による健康診断の記録の写しの交付に関する記載事項	規則には「健康診断を受けた者に対し健康診断のつど、健康診断結果の記録の写しを交付すること。」となっており、 <u>交付年月日の記録までは求めています。</u> 健康診断結果は、記録の都度その写しを書面により交付していることが重要であり、 <u>交付年月日を台帳管理する必要は無いと考えます。</u> <u>また、過去の立入検査において、健康診断結果を取扱主任者が確認したことを台帳管理するよう指導された事業所があり、その事業所では取扱主任者の確認日も管理することになったと聞いております。これらは、法令を超える行きすぎた指導であると言わざるをえません。</u> 検査項目に「 <u>交付された年月日の確認</u> 」とされた場合、交付年月日を管理していなければ指摘事項にされるのではないかと危惧するところであります。
40	46	第7節 健康診断 4. (2) ③ 1) □ 記録を保存する、必要が無い場合。 a.～dのエビデンス要求	規則の中に、明確にこれらの書類の保存義務が記述されていないのでは？